

コラム

中小・ベンチャー企業等への支援

現下の厳しい経済状況の中、経済再生を果たし活力ある経済を維持していくためには、創造的技術開発力の強化とその成果である知的財産権を活用した新規事業を創出する社会システムの構築が求められている。

特許庁では知的財産権の活用による企業活動を促進するために各種支援措置を講じている。

1. 地域への情報提供

各経済産業局特許室（沖縄総合事務局を含む）や各都道府県知的所有権センターを、地域への情報提供や権利活用を支援する中核拠点として設置するなどのインフラ整備を図るとともに、開放特許情報等の活用による新規事業創出のための特許流通促進策を推進することにより、企業の知的財産権マインドを高め、企業経営における知的財産権の戦略的活用を支援している。

2. 特許活用企業事例集

知的財産権の活用による経営改善を図ろうとする中小企業等への参考に資することを目的として、本年11月に各経済産業局特許室（沖縄総合事務局を含む）の協力の下、全国の中堅・中小企業の中から知的財産権を経営の柱として積極的に活用している企業161社を掲載した「特許活用企業事例集」を作成し、広く頒布している。

3. 料金の軽減措置

資力の乏しい中小・ベンチャー企業に対して、1～3年分の特許料と審査請求料の納付を軽減又は猶予する特例を設けている。

また、産業技術力強化法に基づき、研究開発型中小・ベンチャー企業に対しても1～3年分の特許料と審査請求料の軽減措置を設けている。